

# シンガポール法人の清算にかかわる 法的処理のポイント

(2024年9月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シンガポール事務所

資料の利用についての注意・免責事項

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地法律事務所 Rajah & Tann Singapore LLP に作成委託し、2024年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本資料にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Rajah & Tann Singapore LLP は、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Rajah & Tann Singapore LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・シンガポール事務所

E-mail : [SPR@jetro.go.jp](mailto:SPR@jetro.go.jp)

**JETRO**

目次

1.シンガポール法人の清算手続きのポイント .....	4
2.株主による自主的清算手続き (Members' voluntary winding up)開始前のポイント	5
3.自主的清算手続き (members'voluntary winding up) のポイント .....	7
4.ACRA に対する登記抹消申請 (Striking Off) のポイント .....	8

## シンガポール法人の清算にかかわる法的処理のポイント

### 1. シンガポール法人の清算手続きのポイント

- (1) シンガポールの清算手続きに関しては、従前は破産法（Bankruptcy Act）および会社法（Companies Act）にそれぞれ規定が置かれていたが、2020年に施行された倒産、再建および清算に関する法律（Insolvency, Restructuring and Dissolution Act）に統合された。
- (2) 清算手続きには、大きく分けて、裁判所の決定に基づくもの(winding up by court)と、会社自身の株主総会決議に基づく自主的清算手続き(members' voluntary winding up)がある<sup>1</sup>。自主的清算手続きを行うためには、会社が債務超過でなく、かつ支払能力があることが条件となる。例えば、親会社からの借入金により債務超過となっている場合であれば、親会社が当該貸付金を放棄したり、資本金に振り替えたりすることにより、債務超過を解消する必要がある。また、第三者に対する負債により債務超過となっている場合には、当該債務を親会社が代わりに返済し、かつ子会社に対する求償権を放棄するというかたちで債務超過を解消することも考えられる。また、会社を設立したものの営業が開始されなかった、または、債権債務もなく事実上休眠状態にある会社については、簡易な手続きである会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority, ACRA)に対する登記抹消申請(Striking Off)により会社を消滅させることも可能である。
- (3) 清算手続きをできるだけ効率的にするためには、清算手続きの開始前までに、現地法人の資産・負債や契約関係をできるだけ整理・処分しておき、清算手続き開始後の清算人の作業量をできるだけ少なくしておくことがポイントになる。
- (4) 清算手続きの開始から終結までの間に、清算人は、会社の資産の換価処分を行い、債務の弁済を行うが、清算手続きを終了するためには、当該会社に債務が残っていないことを確認する必要がある。その一環として、清算人は、税務当局から、租税債務の不存在ないし弁済済みの証明を取得する必要があるが、その取得に相当の時間を要することもあり、清算手続きの開始から終結までは、1年前後を要するのが通常となっている。

---

<sup>1</sup> Creditors voluntary liquidation と称し、支払い能力がない会社において、裁判所の手続きを経ないで、債権者主導で会社清算できる方法もある。

## 2. 株主による自主的清算手続き (Members' voluntary winding up) 開始前のポイント

手続き開始前に行っておくべきことは下記のとおりである。

### (1) 「事業」の承継

清算手続きの開始に先立ち、シンガポール法人の事業をほかの会社に承継させる場合、事業譲渡契約を締結して、事業を一括して譲渡するのが通常である(日本法では、事業の承継の方法の一つとして、会社分割という制度があるが、シンガポール法には会社分割に相当する制度がない)。

### (2) 売掛金等の債権の譲渡

売掛金等の債権の譲渡については、シンガポール法のもとでは、契約当事者間において特に債権譲渡が禁止されていないならば、自由に債権譲渡を行うことができる。また、債権の譲渡を行った場合には、債務者(売掛金であれば買主)に対して、債権を譲渡した旨の通知を行うことが必要となる。ただし、問題の契約についてほかの国の法律が適用される旨の準拠法の定めがある場合もあるため、その準拠法を確認し、適用される法律の下での取り扱いを確認する必要がある。

### (3) 買掛金等の債務の承継

買掛金等の債務の承継については、シンガポール法のもとでは、債権者(買掛金であれば売主)の同意が必要となる。同意が得られない場合には、清算手続きの開始前に、当該シンガポール法人において弁済しておくなどの手当てを検討する必要がある。

### (4) 長期の供給契約等の契約関係の承継

長期の供給契約等が締結されている場合、契約上の地位の譲渡は禁止されているのが通常であるが、この契約関係を新会社に承継するのであれば、三者間で Novation(更改契約)を締結して、契約上の地位を移転することになる。

### (5) 賃貸借契約の承継

#### ① 通常の賃貸借の場合

シンガポール法人がオフィスや工場敷地等について賃貸借契約を締結して借り主となっている場合、借り主の地位の譲渡は禁止されているのが通常である。そのため、当該賃貸借関係を新会社に移転するのであれば、上記(4)と同様に、Novation(更改契約)を締結して、借り主としての地位

を移転することになる。ただし、その場合にも、問題となる賃貸借契約上に借り主が交代する場合の要件や手続きを定めた条項が含まれていれば、その条項に従った処理を行う必要がある。また、賃貸借契約を解約する場合にも、当該契約に定められた条項に従った処理を行う必要がある。

## ② JTC(Jurong Town Corporation) リースの場合

なお、当該賃貸借契約が、いわゆる敷地のみ JTC リースで、会社が敷地上の建物を建設・所有している場合、本来であれば、建物を取去る必要があるはずであるが、JTC の承認を得て、敷地の賃借権と敷地上の建物を一括して売却するかたちとなるのが通常である。ただし、その賃借権の処分の際に、土壌汚染の調査が義務付けられており(売主、買主のどちらがかかる義務を負うかは、JTC が決定する)、その調査の結果、基準値を上回る土壌汚染が確認された場合には、汚染の除去工事を行わなければならない点に注意が必要となる。

## (6)雇用関係の処理

会社の清算に伴って従業員を解雇する場合、シンガポール法においては、特に解雇の正当事由が限定されているということはないため、解雇の効力自体が争われることはないと考えられる(日本の判例法上のいわゆる整理解雇 4 要件はない)。問題となる可能性があるのはむしろ整理解雇手当(Retrenchment Benefits)で、労働組合が存在する場合、会社は当該労働組合との間で労働協約を締結しており、労働協約には通常、整理解雇(Retrenchment)の際の整理解雇手当支給規定が含まれている。従って、そのような場合には、会社の清算に際しては、労働協約に定められている整理解雇手当の支払いが必要となる。また、労働組合がなくとも、整理解雇の際は、MOM(Ministry of Manpower)のガイドライン(Tripartite Advisory on Managing Excess Manpower and Responsible Retrenchment<sup>2</sup>)に従い、整理解雇手当の支払い等の手続きが必要となる。

## (7)知的財産権の承継

知的財産権を承継する場合には、その内容にもよるが、当該譲渡に必要なシンガポール法上の手続きを履践する必要がある。

---

<sup>2</sup> <https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/employment-practices/guidelines/tripartite-advisory-on-managing-excess-manpower-and-responsible-retrenchment.pdf>

### 3. 自主的清算手続き (members' voluntary winding up) のポイント

株主による自主的清算手続きの流れは、以下のとおりである。

#### 【清算手続きの開始前】

- (1) 取締役会により、自主的清算を行う旨を決定
- (2) 取締役会の多数決により、支払能力宣言書を作成
- (3) (2) の支払能力宣言書(solvency statement)をただちに ACRA に登記
- (4) 株主総会招集通知の発送(株主総会は(2)の宣言書の作成から 5 週間以内に開催される必要がある)
- (5) 株主総会特別決議により、自主的清算の決議(法律的には決議日が清算開始日となる) + 清算人の選定

#### 【清算手続きの開始後】

- (6) (5) の決議を決議後 7 日以内に ACRA に登記
- (7) (5) の決議後 14 日以内に清算人選任を ACRA に登記
- (8) (5)の決議後 10 日以内に日刊紙に公告
- (9) 清算人による会社財産の換価処分、清算人による配当の実施
- (10) 換価手続きおよび配当手続きの報告のための最終総会の開催(日刊紙に公告)
- (11) 清算人による清算手続きの結果の ACRA への届出
- (12) (11)の届出後、3 カ月を経過した時点で法人格が消滅

#### 4. ACRA に対する登記抹消申請 (Striking Off) のポイント

会社が事業を行っていないと信じるに足る合理的理由があり、かつ以下の要件を満たす場合に限り、登記抹消申請手続きの適用が承認される。

- 設立以来、事業を開始していないか、または取引を停止している。
- シンガポール内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore, IRAS)、中央積立基金 (Central Provident Fund, CPF)、その他の政府機関に対する未払い債務がない。
- 会社の資産に担保が設定されていない。
- シンガポール国内外を問わず、いかなる訴訟その他法的手続きが係属していない。
- 現在進行中あるいはペンディングとなっている規制措置または懲戒手続きの対象になっていない。
- 申請日の時点において、資産・負債が存在せず、かつ、将来付随的に発生する可能性のある資産・負債も存在しない。
- 申請者は、取締役の全員または過半数から、会社を代表して登記抹消申請を行う権限を付与されている。

ACRA に対する登記抹消申請手続きの流れは以下のとおりである (詳細は ACRA のウェブサイト (<https://www.acra.gov.sg/how-to-guides/striking-off-a-local-company>) 参照のこと)。

- (1) ACRA へのオンライン申請
- (2) 申請が承認されれば、ACRA から登記上の会社住所、取締役、カンパニーセクレタリー、株主への通知の送付 (ない場合もある)
- (3) 承認後 30 日以内に異議申し立てがない場合、官報 (Government Gazette) に会社名を公表 (First Gazette Notification)
- (4) (3)の公表後、異議申し立てがない場合、再度官報に会社名および登記抹消日を公表 (Final Gazette Notification)
- (5) 異議申し立てがあった場合、ACRA は申請会社に通知し、当該会社が 2 カ月以内に問題を解決できない場合、登記抹消手続きは無効となる。

申請後手続き完了までに要する時間は、ACRA によれば少なくとも 4 カ月とされている。なお、抹消申請の撤回申請により登記を復活させることも可能である。この場合は、シンガポールの裁判所の決定を得た上、登記抹消日から 6 年以内に手続きを行う必要がある。